

1 目的

学校教育に関わる諸問題について目的意識をもって研修し、学校の中核を担う教員として求められる資質能力の向上を図り、本県教育の充実・発展に寄与する。

2 研修の概要

(1) 研修の内容

ア 研究テーマに基づいた実践研究

下表に示す①～⑥の中から研究領域を選択し、各自で研究テーマを設定する。

※研究テーマ例については、資料1「研究領域と研究テーマの具体例」参照のこと。

- | |
|--|
| <p>① 授業づくりに関する研究</p> <p>② 評価に関する研究</p> <p>③ 教科指導におけるICT活用や情報教育に関する研究</p> <p>④ 特別支援教育に関する研究</p> <p>⑤ いじめ・不登校に関する研究</p> <p>⑥ その他、今日的教育課題に関する研究</p> |
|--|

イ 学校の中核を担う教員として求められる資質能力の向上に係る研修

- ・やまぐち総合教育支援センター研修講座の受講及び聴講
- ・調査研究に関する学習会参加及び自主的な研修会の企画・運営

(2) 研修期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

(3) 研修場所

- ア やまぐち総合教育支援センター（研修期間中の「勤務公署」となる。）
- イ 原籍校（研究実践校）
- ウ 山口大学教育学部（担当教官からの助言、大学図書館の利用等）
- エ 所長が研修のために特に必要と認めた場所

(4) 研修の流れ

- ア 研究テーマ・研究内容の決定
- イ 原籍校での授業実践を伴う研究活動
- ウ 上記研修内容に係る関係研修講座の受講及び聴講
- エ 学習会参加及び自主的な研修会の企画・運営
- オ 「やまぐち教育フォーラム」（令和4年2月開催予定）における発表

(5) 研修報告等

長期研修教員研修報告書を提出（研修報告書はやまぐち総合教育支援センターウェブサイトで公開）

3 募集人数

- ・小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）の教員6人程度
- ・高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）の教員2人程度

※募集人数については、変更の可能性がある。

4 応募資格

次のいずれにも該当する者

- ・ 山口県の公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員であること。
- ・ 教職経験年数が7年次以降であり、学校の中核を担う立場としての意識が高い教員であること。
- ・ 過去にやまぐち総合教育支援センターの長期研修教員として研修したことがないこと。

※原則として、研修期間中は原籍校及び他機関等の諸用務に従事できない。

※教職経験年数は、令和3年4月1日現在のものとする。ただし、臨時的任用期間は除く。

5 申請手続

長期研修を希望する教員は、校長へ「長期研修申請書」(様式1)を提出すること。その際、様式2及び様式3に必要事項を記入し、併せて提出すること。

6 提出先及び提出期限

【市町立小・中学校】

- ・ 提出先 : 関係市町教育委員会
- ・ 提出期限 : 関係市町教育委員会の指定期日

【県立学校・下関商業高等学校】

- ・ 提出先 : やまぐち総合教育支援センター
- ・ 提出期限 : 令和2年11月13日(金)

7 選考方法及び選考結果の通知

(1) 一次選考

- ア 選考方法 書類選考
- イ 選考結果 校長宛てに通知する(令和3年1月中旬に通知予定)。

(2) 二次選考

- ア 選考方法 個人面接
- イ 実施日 令和3年2月2日(火)
- ウ 会場 やまぐち総合教育支援センター
- エ 選考結果 校長宛てに通知する(令和3年2月下旬に通知予定)。

※内定決定通知であり、人事異動通知書の交付をもって正式決定となる。

8 その他

- (1) 長期研修教員は、教育公務員特例法第22条第3項に基づき、山口県公立学校教員の身分を有したまま原籍校からやまぐち総合教育支援センターへ派遣する。服務監督は校長が行い、職務命令による職務研修として取り扱う。
- (2) やまぐち総合教育支援センターを「勤務公署」とみなし、通勤手当を支給する。研修に係る原籍校や山口大学、所長が研修のために特に必要と認めた場所への旅行に限っては、出張とし旅費を支給する。
- (3) 長期研修教員の研修中の災害又は通勤による災害については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による。
- (4) 長期研修教員を派遣した当該校には、必要な場合は、研修代替教員を配置する。
- (5) やむを得ない理由により、研修の取りやめ、研修期間中における研修の中止又は中断を余儀なくされたときは、速やかに、その届出書を、やまぐち総合教育支援センター所長宛てに提出する。
- (6) 研修期間中、研究活動等でパソコンが必要となる。

研究領域と研究テーマの具体例

<p>【領域①】 授業づくりに関する研究</p> <p>【研究テーマの具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○小学校・中学校・高等学校の外国語科（外国語活動）における発信力の育成に関する研究○国語科における「考えの形成」に関する研究○GIS等を活用した効果的な学習指導に関する研究○小学校低学年における教科等横断的な学習に関する研究○これから求められる「授業中における教員の役割」に関する研究 等
<p>【領域②】 評価に関する研究</p> <p>【研究テーマの具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○思考力・判断力・表現力を見取る指導・評価の工夫○各教科等における「学びに向かう力・人間性」を育成する指導と評価の工夫に関する研究○相互評価を用いることで主体的に学ぶ態度を育成する研究○主体的に学習に取り組む態度の評価についての研究○探究的な学習過程を重視した中学校理科の指導と評価についての研究 等
<p>【領域③】 教科指導におけるICT活用や情報教育に関する研究</p> <p>【研究テーマの具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○1人1台端末を利用した共同学習の進め方に関する研究○1人1台端末を利用した個別最適化学習の在り方に関する研究○ICTの活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた効果的な授業の在り方に関する研究○プログラミング的思考を育む授業の在り方に関する研究○双方向的な遠隔教育に関する研究 等
<p>【領域④】 特別支援教育に関する研究</p> <p>【研究テーマの具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○通常の学級における発達障害等のある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援に関する研究○通級による指導と通常の学級との効果的な連携に関する研究○特別支援教育に係る教育の情報化に関する研究○児童生徒一人ひとりの育ちと学びを支える自立活動の指導に関する研究○個別の教育支援計画、個別の指導計画を生かした特別支援教育のあり方に関する研究 等
<p>【領域⑤】 いじめ・不登校に関する研究</p> <p>【研究テーマの具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○いじめを許さない心情を育むための効果的な取組に関する研究○いじめや不登校の未然防止に向けた児童・生徒の自己有用感を高めるための効果的な取組に関する研究○いじめや不登校の未然防止に向けたコミュニケーション能力の育成に関する研究○児童生徒の豊かな人間関係づくりに関する研究 等
<p>【領域⑥】 その他</p> <p>【研究テーマの具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○小・中（中・高）連携によるキャリア教育の効果的な推進に関する研究 等

※学校の課題や校内研修のテーマ等に基づいた研究も可能です。

上記具体例を参考にして各自が設定したテーマについて、原籍校での授業実践を通して追究する。